

社会福祉法人上溝緑寿会 役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人上溝緑寿会（以下、「法人」という。）の定款の規程に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等について定めるものとする。

- この規程において、定款に定める理事、監事及び評議員のほか、定款に定める評議員選任・解任委員会委員、苦情対策要綱に定める第三者委員、その他理事長の指示又は理事会の委任を受けて会議等に参加する者（以下「役員等」という。）にも適用する。

第2条（役員報酬）

当法人の役員報酬は支給しないものとする。

第3条（費用弁償）

役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受けて当法人の会議、監査、調査、研修等の業務を行う場合は次のとおり費用を弁償する。

- 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことが出来る。

役員等が会議、監査、調査、研修等に参加した場合の費用弁償

神奈川県内及び東京都内	5,000円
-------------	--------

- 従業員兼務役員の費用弁償については、従業員としての支給がある場合にはこれを優先し、重複して支給しない。
- 費用の弁償は、当法人の従業員である場合を除きその都度支給する。

第4条（従業員兼務役員等の報酬）

役員が法人の経営する事業の従業員を兼務している場合、その兼務する従業員の雇用内容により、給与規定により給与として支給する。

第5条（協議事項）

この規程に定めのない事項については、評議員会の議決を経て決定する。

第6条（規程の変更）

この規程を変更する場合は、評議員会の議決を経て決定する。

附則（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。